

平成 29 年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定
平成 3 0 年 3 月 2 2 日

国家公務員倫理審査会は、平成 29 年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価する。

○「達成度」に係る評価基準

評価(高順位)	評価の目安
目標超過達成	具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標について具体的な成果が得られるなど大きな進展がみられた
目標達成	具体的な取組内容をすべて実現した
相当程度進展あり	具体的な取組内容をおおむね実現した
進展が大きくない	具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった
目標に向かっていない	具体的な取組内容をほとんど実現できなかった

評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<p>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築 (政策目標) (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。 (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p>	相当程度 進展あり	1
<p>2 不祥事への厳正かつ迅速な対応 (政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p>	目標達成	5

平成29年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標) (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。 (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p> <p>(具体的取組) (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進 (2) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施 (3) 自習研修教材、DVD研修教材の制作・配付 (4) 外部通報窓口の設置の推進 (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組みの構築及び周知 (6) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底 ※ (1)から(3)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を行う。</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の倫理意識のかん養のためには、職員が倫理研修を定期的に受講することが重要であるが、倫理研修を長期間又は一度も受講していない職員が一定数存在することから、各府省等へのヒアリングや職員に対するアンケートを通じてこれらの要因を分析したところ、府省によっては受講を任意としていることや受講完了の報告を求めていることなどが要因として見出された。このことを踏まえ、今年度の倫理週間に際して、eラーニングによる研修について、基本的に全職員を対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うよう努めることなどを各府省等に対して要請した。 ・ 各府省等における職員に対する研修・啓発の充実に資するよう、各府省等において倫理研修の実施を担うこととなる本府省等の倫理事務担当者を対象とする説明会等において、近年の違反事案の傾向と違反防止策を説明した。 <p>《取組内容2》倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省等の倫理事務担当者を対象とする説明会を全国10か所において開催した。また、地方支分部局等に勤務する国家公務員を主な対象とした公務員倫理セミナーを福岡市（10月）、札幌市（11月）及び名古屋市（11月）において開催した。

[参考] 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況
(受講者を対象とするアンケート調査の結果)

	満足	ある程度満足	やや不満	不満
平成29年度	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%
平成28年度	31.9%	64.5%	3.6%	0.0%
平成27年度	35.2%	63.4%	1.4%	0.0%
平成26年度	27.2%	60.3%	11.0%	1.6%

- 12月1日から7日までを国家公務員倫理週間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配布、各府省等におけるポスター掲示、中央合同庁舎第5号館屋内電光掲示板による告知、政府広報を通じた国民への周知、公務員倫理に関する講演会の開催等を行った。また、各府省等の倫理監督官（事務次官等）に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話の実施及びメールの送信を依頼し、これらの措置が実施された。

[参考] 国家公務員倫理週間における講演会の満足度の状況
(受講者を対象とするアンケート調査の結果)

	満足	ある程度満足	やや不満	不満
平成29年度	46.3%	48.1%	4.4%	1.3%
平成28年度	53.4%	40.8%	5.7%	0.0%
平成27年度	52.3%	41.3%	5.8%	0.6%
平成26年度	42.6%	45.9%	10.8%	0.7%

《取組内容3》 自習研修教材、DVD研修教材の制作・配付

- 倫理法・倫理規程の制度・運用についての理解促進のため、イラストを多用し、演習を充実させた一般職員用の自習研修教材を、多くの職員がeラーニングを受講する倫理週間の時期に合わせて改訂し、各府省等に配布した。
- 年度途中の採用者など採用直後に集合型研修を受講させることが難しい職員が早期に一定水準の研修を受講することができるよう、制度解説、理解度チェック及びドラマ形式の解説を1枚にまとめた動画形式のDVD研修教材を新たに制作し、各府省等に配布した。

《取組内容4》 外部通報窓口の設置の推進

- 外部通報窓口が未設置である府省等について、倫理事務担当者に対して、ヒアリング等の場を通じて設置を求め、新たに3府省等が設置し、48府省等中43府省等が設置している状況となった。

《取組内容5》 より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組みの構築及び周知

- 各種研修・啓発資料において、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認も受け付けていること、相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期していること、匿名による相談・通報も受け付けていること、通報後の流れなどを記載し、各府省等に対し、所属職員に対してそれらを周知するよう求めた。また、公務員倫理セミナー等の機会を捉え、相談しやすい職場環境の構築を促すとともに、倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、上司や窓口への相談を奨励するページを設けた。
- 倫理審査会の相談・通報窓口寄せられる相談・通報に対して、利用者が安心して相談・通報できるよう丁寧かつ真摯に対応を行った。

	<p>《取組内容6》 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口の両方に関する周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官房長等との懇談会・地方機関の長等との懇談会や倫理制度説明会等の機会を捉え、各府省の官房長・地方機関の長や倫理事務担当者等に対し、各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口の両方に関する周知徹底を直接求めた。 ・ 倫理週間のポスター・パンフレット等の制作、DVD研修教材の制作や一般職員用自習研修教材の改訂に当たり、通報制度について重点的に記載することで、職員への周知を図った。特に、倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、倫理審査会が設置している公務員倫理ホットラインの周知だけではなく、各府省等の相談・通報窓口を記載する欄を設けるとともに、各府省等のイントラネット等に相談・通報窓口を恒常的に掲載するなど周知方法を工夫することなどを要請し、各府省等における相談・通報窓口の周知を促進した。
<p>測定指標（ある場合に記入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合90%以上 92.8% [平成28年度 88.5%、平成27年度 86.1%、平成26年度 83.6%] ・ 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上 89.6%（48府省等中43府省等） [平成28年度 83.3%、平成27年度 75.0%、平成26年度 77.1%] ・ 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上 87.6% [平成28年度 85.8%、平成27年度 84.9%、平成26年度 80.7%]
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》 相当程度進展あり</p> <p>《理由》 具体的取組事項については、全て実施することができた。 測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合90%以上」を達成した。また、測定指標「外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上」については、新たに3府省等が設置して、その割合は89.6%となり、測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上」については、昨年度よりもその割合が上昇し87.6%となった。 これらを踏まえると、平成29年度における具体的取組内容をおおむね実現したと考える。</p>
<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の倫理意識の醸成については、引き続き職員に対して法令や運用に対する正確な理解を付与するため、定期的な研修等が肝要であることから、倫理研修等を3年以上受講していないあるいは一度も受講したことのない職員が存在する要因を各府省等へのヒアリングや職員に対するアンケートを通じて分析し、この結果を踏まえeラーニングによる研修の実施方法に関する各府省等への要請や新たに国家公務員となった者を主な視聴者として想定したDVD研修教材の制作により、定期的な研修機会の付与や採用後一度も研修を受講しない者をで

	<p>きるだけ少なくするための取組が更に進展した。ただし、定期的な研修機会の付与は継続的に実施することが肝要であり、今後も引き続き取組を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理的な組織風土・環境の構築のためには、相談しやすい体制の構築が肝要であることから、倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認を奨励するとともに、各府省等における窓口の周知を促進するための取組を行った。相談・通報の活用促進に当たっては、相談したことにより不利益な取扱いを受けるおそれがあるのではないかなど、相談等に対するマイナスイメージを持つ職員もいるため、相談・通報の意義や仕組みについて丁寧に説明し、相談・通報の取扱いに対する信頼確保のための取組を進めるとともに、相談を受ける側となる職員の啓発のための取組を進めていくことが必要である。
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>職員の定期的な研修受講について改善が見られたが、継続的な取組が肝要であり、今後も引き続き定期的な研修機会の付与のための取組を進める。</p> <p>また、倫理的な組織風土の構築のため、相談・通報窓口の周知・活用を更に進めるとともに、各職場において上司や同僚へ相談しやすい組織風土の構築などの推進の検討を進める。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>外部通報窓口の設置については、外局は本省の窓口を利用するなどの工夫をして、更に設置を進めていただきたい。</p>

平成29年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>2 不祥事への厳正かつ迅速な対応</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) (1) 事案処理の際の各府省への助言 (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示 (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理法等違反が発生した府省に対して、厳正かつ迅速な事案処理に資するノウハウや留意事項等を提供するとともに、実効性のある再発防止策を講じるための指導・助言を行った。 <p>《取組内容2》各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議や、各府省等の倫理事務担当者を対象とする倫理制度説明会（全国10か所）において、具体的な事例を提示しつつ、調査及び懲戒手続の留意点等についての周知を図った。また、本府省等を対象とした説明会及び10月から11月にかけて札幌市、名古屋市及び福岡市で開催した公務員倫理セミナーにおいて、最近の違反事案の要因分析と再発防止策等についての説明を行った。 <p>《取組内容3》再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、重大な違反事案が発生した主な府省（7府省）に対し、平成29年7月から8月にかけてヒアリングを実施し、再発防止策の取組状況や実施上の課題等を聴取し、必要に応じて助言を行った。
<p>測定指標（ある場合に記入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。） 94.4%（18件中17件） [平成28年度 92.9%、平成27年度 87.5%、平成26年度 78.6%] ※ 平成28年度以降は、他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除いて算定
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》 目標達成</p> <p>《理由》 上述した具体的取組の実施により、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行うことができた。また、全事案件数に占める90日以内で調査結果の報告を行った事案件数の割合は、測定指標「90%」を超える92.9%となっている。 したがって、平成29年度における政策は、目標達成した。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>各府省に対し、適切な指導・助言を行うことにより、各府省において違反事案に対する厳正かつ迅速な対応が図られているが、事案の中には、長年に亘り多数の違反行為が行われたものや倫理法等違反以外の国家公務員法上の服務義務違反を含むものなど、調査及び処分の検討に時間を要するものもあることに留意する必要がある。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を行えるよう、従前の取組を引き続き行うとともに、各府省で取り組んでいる再発防止策のうち、他府省においても役立つと考えられるものを、各種会議・説明会等の場を通じて全府省に周知するなどし、違反の未然防止に効果的な施策を行っていく。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>なし</p>

